The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	「任意の、いつでも解散できる」会議へ向けての考察
Author(s)	舟場, 保之
Citation	メタフュシカ. 2013, 44, p. 1-12
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/26545
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

「任意の、いつでも解散できる」会議へ向けての考察

舟場保之

あの＜ 9.11 ＞から 10 年以上が経ち、世界はあのときから変わったのか、それとも変わっていないのか。変わったとしたら、それはよい方向へと変わったのか、それとも悪い方向へと変わったのか。変わっていないとしたら、あのときと同じく、今日も世界は平和な状態にあるのか。それとも、あのときと同じく、今日も世界は戦争状態にあるのか。これらの問いに対しては、どのような視点から考えるかによって、さまざまな答え方がありうるだろう。拙論は、これらに対してひとつの答えを与え、論証することを目指しているのではない。ただ、本論を展開するにあたり、世界は当時と同じような仕方でなお戦争状態にあるのではないかと思わせる出来事に言及することから始めたい。

あの＜ 9.11 ＞の 10 年後の 2011 年 5 月 2 日[1] に、あの出来事の直後からアメリカ政府が事件の首謀者と断定してきたオサマ・ビン・ラーディンがパキスタンにおいて米軍の特殊部隊によって殺害された。国連安保理は、すでに同日のうちに、ビン・ラーディンの死を歓迎する旨の議長声明を採択している。また、潘基文（Ban Ki-moon）国連事務総長も、「テロとの戦いにとって分岐点となる時を迎えた」という声明を出したことが伝えられている[2]。この殺害を人権侵害とする国連の人権高等弁務官がいた[3] ことと比較すれば、事務総長の発言はあまりにも控え目であり、中立的である。議長声明ほど積極的で肯定的ではないにしても、少なくとも批判的ではないし、否定的でもない。ことによると、あるいはおそらく、議長声明や事務総長の発言の背後では、唯一の大国アメリカに対するプラグマティックな計算も働いているだろう。これらの計算を明るみに出すことは、もちろん重要なことであるだろう。しかしここでは、少なくとも哲学的な文脈においては、これらの問題は取り扱わない。探究の対象とするのは、これら一連のアメリカのふるま

1　アメリカ合衆国の時間では、5 月 1 日。

2　http://j.people.com.cn

3　南アフリカ出身の国連人権高等弁務官、ナバネセム・ピレイである。
（Navanethem Pillay）（UN High Commissioner for Human Rights）

いを正当化するイデオロギーである。アメリカのふるまいは、一言で言えば「一国主義」[4] と呼ばれるべきものであるが、それはいったいどのようなものであるのか。まずはローター・ブロックの議論を参照して、一国主義と多国間主義の特徴を明らかにしよう(1)。次に、ハーバーマスが法と道徳の関係についてどのように考えているかを振り返り(2)、その後、コソボ紛争時におけるハーバーマスの議論を手がかりとして、人権を道徳的観点から捉えることと一国主義とのつながりを明らかにするとともに、問題を克服する世界市民的観点に言及する(3)。ところでコソボ紛争の折に人権を緊急権として論じる議論の中には、これを道徳的観点から理解していると解釈できるものがある。それに対して、カントの緊急権についての議論には、ひとつの普遍主義的な法が前提されている(4)。このひとつの普遍主義的な法が実現される場として、「任意の、いつでも解散できる」[5] 会議に言及したい(5)。

1．一国主義と多国間主義

ブロックは、「民主主義的平和と共和主義的戦争」と題する論文[6] を、「政治学が信頼できると考えている数少ない確実な事柄のひとつ」である「＜民主主義国家同士は戦争しない＞という考察」[7] に言及することから始めている。たしかに例外的な事例を除けば、この考察が妥当性をもつことは確実だろう。それに対して、民主主義国家と非民主主義国家との関係について言えば、両者が戦争しないことは、依然として確実ではない。そこで、世界平和の実現に関して言えば――少なくとも民主主義国家の視点からすると――民主主義国家が非民主主義国家に対してどのようにふるまうか、ということが重要な問題となる。ブロックが歴史を振り返りながら論じるところによれば[8]、根本においては同じようにリベラルな立場に分類される人々も、それぞれがおかれている状況という偶然性に左右され、さまざまな政治的スタンスをとりうる。ブロックは、カントと同時代の北アメリカのフェデラリストであるアレクサンダー・ハミルトンやジョン・ジェイの文言に言及しつつ、これらのフェデラリストは「＜民主主義は平和をもたらす＞という考えを確信して」おらず、むしろ「北アメリカの新しい（民主主義的な）国家同士による戦争の危険性を強調した」[9] と言う。これら新しい共同体は戦争によって植民地状態を脱したものの、相互にそれほど強い結びつきはもっておらず、そのままではヨーロッパ列強の争いに巻き込まれる恐れがあった。しかし革命の諸成果を守るために、中央集権的な国家を設立することは逆にこれらの諸成果を台無しにしてしまうと考えられ、外部からの圧力に対抗するには、「政治的権力を均衡

---

4 しばしば「単独主義」という言い方もなされるが、対比的に論じられる「多国間主義」に合わせて、この表現を用いる。

5 *Kants Werke*, VI, S.351.

6 Lothar Brock, Demokratischer Friede – Republikanischer Krieg. Das Verhalten von Demokratien gegenüber Nicht-Demokratien in Krisen- und Konfliktsituation, in: Matthias Lutz-Bachmann, Andreas Niederberger (Hg.), *Krieg und Frieden im Prozess der Globalisierung*, Velbrück Wissenschaft, 2009, S.25-56.（マティアス・ルッツ＝バッハマン、アンドレアス・ニーダーベルガー編著、舟場保之、御子柴善之監訳、『平和構築の思想　グローバル化の途上で考える』梓出版社、2011 年、23-65 頁。）

7 Brock, a. a. O., S.25.

8 Vgl.Brock, a. a. O., S.46.

9 Ebd.

させるという特別な可能性をもつ連邦主義的な解決」[10] が選択された。個々の政治的共同体が連邦を形成するにあたってもっとも重視するのは、「民主主義的な自己決定とそれに応じた行為の自由」が確保されることであり、政治的共同体同士の平和もそれぞれの政治的共同体内部の平和も、ともに「外部に対する行為能力を創出」し、「創出された政治的権力」を「＜抑制と均衡＞によって、……コントロールすること」[11] によって達成されるものとして理解された。

それに対して、カントは相互に過酷な戦争を繰り返してきた経験をもつヨーロッパ諸国の間に、いかに平和秩序を創出するかという、フェデラリストの場合とはまったく異なるコンテクストにおいて、その民主主義的平和理念を確立しようとした[12]。カントは、諸国家間に共通する普遍主義的な法による平和を構想し、「地球上のひとつの場所における法の毀損もすべての場所において感じられるほど」であるから、世界市民法の理念についても、「法に関する空想的で誇張された表象様式などではない」[13]、と論じる。ところが、ブロックによれば、カントにおいては同時に、「＜法を引き受けるべし＞という義務は、干渉の禁止においてその限界をもち、干渉の禁止はやはり民主主義的な自己決定の制約として機能する」[14]。民主主義的な自己決定には大きな価値が与えられるが、自己決定とは当人自身によってのみ可能なことであるから、まさしくこれに大きな価値が与えられるがゆえに、＜干渉してはならない＞という命令が導かれることになる。ここでは、「可能なかぎり民主主義的であるような法共同体の内部における平和保障」[15] に力点がおかれていることになるだろう。だがフェデラリストはまったく同じロジックによって、すなわち自己決定とは当人自身によってのみ可能なことであり、そうした民主主義的な自己決定に大きな価値を与えることによって、干渉主義を肯定することになる。自己のふるまいは自己の民主主義的システムによって正当化されるものであって、これが外部からの正当化に拘束されるのなら、それは自己決定の制限を意味する。そして普遍主義的な平和秩序を構築することではなく、イギリスからの解放によって勝ち取った価値を守り、維持することが問題であるとき、この価値を脅かす外部に対しては、干渉せざるをえないことになるからである。

このように歴史を振り返ることによって再構成できる差異は、今日、同じようにリベラルで民主主義的とみなされる国家が非民主主義国家に対して異なったふるまいを見せる可能性を示唆する。ブロックは、「共和主義的な平和のパースペクティヴ」と「民主主義的な平和のパースペクティヴ」を区別し、前者が「国家単位の民主主義を政治的正当性の唯一の源泉として絶対化する」のに対して、後者は「国際連合のような国際的な制度も民主主義的な正当化の源泉として承認する」[16] と述べる。一方は、各国家の自己決定を最優先し、自国以外の主権の要求を受け入れるかどうかも、それぞれ自身の視点に基づいてのみ、決定する。国際関係の法制化は、民主主義的な

---

10 Brock, a. a. O., S.47.
11 Ebd.
12 Ebd.
13 *Kants Werke*, VIII, S.360.
14 Brock, a. a. O., S.47f.
15 Brock, a. a. O., S.49.
16 Brock, a. a. O., S.51f.

自己決定に依存するものと理解する「一国主義」である。他方は、各国家の自己決定を尊重するがゆえに、自己決定の内容が競合するとき、個々の国家によってなされる決定には必要な限界が設けられることを認める。国際関係の法制化によって、各国家の自己決定に制限を加えることをよしとする「多国間主義」である[17]。両者の問題は、端的に言えば次の点にある。

> 問題の核を形成するのは、自己決定の格率と諸国家を包括する法を義務づける命令との間にある緊張関係である。自己決定の格率は、国民主権の理念のうちに書き込まれているが、しかし自己決定に対する自身の要求を、好戦的な仕方で度を越して強く行うことにつながりうる。諸国家を包括する法は、諸国家の平和的な相互関係を可能にするという仕方で理性に合致するが、しかし民主主義的な自己決定を崩壊させうる[18]。

一方においては、自己決定を脅かす存在に対しては、まさしく自己決定に基づき暴力も辞さない形でその価値を維持しようとすることから、非民主主義国家に対する戦争も肯定されることになる。他方においては、包括的な法の妥当性が承認されることによって、非民主主義国家の自己決定そのものに制限が課せられることになってしまう。一国主義的＝共和主義的パースペクティヴと多国間主義的＝民主主義的パースペクティヴをそれぞれこのように特徴づけるとき、一国主義的かつ民主主義的と評される[19]ハーバーマスの見解は、一見独特のものに映る。次節においては、この見解を検討する前に、ハーバーマスの法と道徳の関係に関する議論を予備的考察として振り返っておきたい。

２．ハーバーマスにおける法と道徳の関係

ハーバーマスは、「タナー講義」[20]において、法の実質化＝道徳化とするヴェーバーの議論を検討し、法の実質化についてはヴェーバーとともに反対するが、合法性による正統性を保証する法の産出手続きに見出される形式的性質は、ヴェーバーに反対して、道徳的に中立的ではないと考

---

[17] Vgl. Brock, a. a. O., S.28f.　なおブロックは、一国主義と多国間主義が現在においては大まかには大西洋を挟んで成立している相違、すなわちアングロ＝アメリカとヨーロッパ大陸との相違として考えられるとしても、過去においては必ずしもそうではなかったと論じる。「第一次世界大戦および第二次世界大戦後に、国際連盟および国際連合という形でグローバルな規則体系を創出するうえで決定的なイニシアティヴをとったのは、他ならぬアメリカだった」（Brock, a. a. O., S.54）。また現在においても、アメリカの政策は流動的であり、コソボ紛争の際にはNATO 中心だったが、2003 年のイラク戦争に際しては、「より具体的な形で国連決議と結びついていた」（Brock, a. a. O., S.43）。ヨーロッパ大陸の各国のコソボ紛争での対応も、上の分類があくまで「大まか」であることを示していると言えるだろう。

[18] Brock, a. a. O., S.56.

[19] Vgl. Brock, a. a. O., S.52.　ブロックの指摘に反して、ハーバーマス自身は「NATO が自己自身に正当性を与えるやり方は、規則化されてはならない」という一文で論考を締めくくっているように、一国主義に対して批判的であり、どちらかと言えば、多国間主義を支持しているように思われる。Jürgen Habermas, Bestialität und Humanität, in: Reinhard Merkel (Hg.), *Der Kosovo-Krieg und das Völkerrecht*, Suhrkamp, 2000, S.51-65, hier S.65.

[20] Habermas, Recht und Moral (Tanner Lectures 1986), in: ders., *Faktizität und Geltung* (=FG), S.541-599.

える[21]。しかしこのことは、道徳を法の上位におき、法の正統性を道徳によって根拠づけることを意味しているわけではない。「純粋に手続的な性質をもつ」道徳性は、「明確な規範的内容」をいっさいもつことはなく、「ありうべき規範的内容の根拠づけと適用のための手続きに純化されている」(FG 568)。『事実性と妥当』第三章においては、明確に、法と道徳の間に根拠づけ関係や導出関係を見出すことが批判される。ハーバーマスによれば、カントは法的秩序を、道徳的秩序であり叡知的秩序である目的の国が現象界において模写され具体化されるものとして理解しており、そうであれば、プラトン的な形而上学を前提することによって、道徳と法との間に規範のヒエラルヒーを設け、法を道徳によって根拠づけていることになる(Vgl. FG 136)[22]。しかし、一定の形而上学を前提することのできないポスト形而上学の見地からすれば、「法的規則と道徳的規則は両方が同時に伝統的人倫から分化してきたのであり、これらは異なりはするが相互に補完し合う、二種類の行為規範として並立する」(FG 135)。自律概念はもはや、まずは道徳的な概念であると考えることはできず、それが道徳的規則と関係するか、それとも法的規則と関係するかに応じて、道徳原理あるいは民主主義原理として定式化される必要がある。こうして「……討議原理は、その規範的内実にもかかわらず、道徳と法に対してなお中立的であるような抽象的な地平に存する」(FG 138)。それに対してアーペル[23]は、ハーバーマスのこの<中立性テーゼ>を批判する。ハーバーマスが、道徳原理(U)[24]の遵守を前提した議論を展開するのに対して、アーペルは、歴史的現実において(U)の遵守を相互に期待できない状況にある場合には、そうした状況を法によって改善しなければならないと考える[25]。法による道徳のこうした補完を、討議原理は道徳的要求として含んでいることから、討議原理はけっして道徳的に中立的ではないことになる。つまり、道徳的に中立的ではない討議原理に基づいて、法は道徳原理(U)を補完するものとして正統であり、法の正統性は道徳によって根拠づけられることになる。

このようなアーペルの批判は、アーペル自身認めるように、「目的論的局面」[26]を前提している。ここでは、あるべき状況の実現、すなわち(U)が遵守できるような具体的な状況の実現を目的とする道徳が論じられ、法にはそのための道具としての位置が与えられている。こうした議論が、

---

21 ハーバーマスによれば、ヴェーバーは「特定の文化的生活形式と伝統の内部で……推奨される価値の選好」と「すべての名宛人を等しく義務づける規範の当為妥当性」とを、「多様な価値評価」と「規範の拘束力や妥当性といった形式的側面」(FG 549)とを区別できていない。

22 こうしたカント解釈が唯一のものであるかどうかは問わないとしても、カントにはこのように読まざるを得ないところがあり、また、意識的もしくは無意識的にこのような想定に基づいてなされる解釈もあることはたしかである。

23 Karl-Otto Apel, *Auseinandersetzungen in Erprobung des transzendentalpragmatischen Ansatzes*, Suhrkamp, 1998.(カール=オットー・アーペル著、舟場保之、久高将晃訳『超越論的語用論とは何か? ハーバーマスと共にハーバーマスに反対して考える3つの試み』梓出版社、2013年。)

24 「妥当性をもつ規範は、次のような制約を満たさなければならない。すなわち、当該の規範を普遍的に遵守した場合に、個々人の利害関心の充足にとって生じる(と予期される)帰結および随伴結果を、あらゆる関与者が……受容できる、という制約である。」) Habermas, *Moralbewusstsein und kommunikatives Handeln*, Suhrkamp, 1983, 75f.

25 「……討議原理は、反事実的に定位される理想原理(U)の他に、(U)の意味での討議道徳を適用する制約を作り上げる責任と、現実において(U)を適用できないことに対する適切な補償を行う責任をも含んでいる。」 Apel, a. a. O., S.736.

26 Apel, ebd.

道徳的秩序の模写ないしは具体化が法的秩序であるという「プラトン的な観念」（FG 136）とつながるのかどうかは不明であるとしても、ヴェーバーが批判した法の実質化をむしろ肯定するように見えるとき、「ネオ＝アリストテレス主義的な、あるいは実存的に拡張された、個々人あるいは集団の自己実現という＜倫理＞のもつ目的論的次元」（AE 756）と、どのように異なっているのかということについては、問われてしかるべきかもしれない。しかしここで問題にしたいのは、法を根拠づけるものとして論じられる道徳が前提しているパースペクティヴである。

ハーバーマスが肯定的に論じる手続き的合理性という観点からすると、法的手続きにおいては、「決定が規則に基づいて成立したかどうかを非参加者のパースペクティヴから確定する独立した基準」が前提されているが、道徳的手続きにおいては、「ある事柄が道徳的観点のもとで判定されたかどうかは参加者のパースペクティヴからのみ決定されうる」（FG 565）。このような道徳的手続きの場合、「手続き的合理性は不完全」（Ebd.）である。それは正しさを定める基準が非参加者のパースペクティヴではなく、参加者のパースペクティヴに求められ、参加者のパースペクティヴには「高い水準での認知的不確定性」（FG 566）が不可避的に伴うからである。アーペルの議論の文脈で言えば、こうである。ある状況が（U）を遵守できない状況であって法による補完が必要であると道徳的な判定が下されるとき、その判定が道徳的に正しいかどうかは、その状況にいる者のパースペクティヴに依存していることになる。しかしこのパースペクティヴが認知的な不確定性を伴う以上、ここでは手続き的合理性は不完全であることになる。アーペルが「法治国家創設（ないしはそれを超えた世界市民的な法秩序）がもつ機能」[27] を道徳的に根拠づけると言うとき、この不完全な手続き的合理性は重大な問題を孕むことになる。

３．人権――道徳的観点からではなく

ハーバーマスは、何よりも自己決定を是とする一国主義的＝共和主義的パースペクティヴとは異なり、多国間主義的＝民主主義的パースペクティヴと同様に諸国家を包括する共通の法を前提し、そうであるからこそ一国主義的＝共和主義的パースペクティヴと同様に、干渉をやむを得ないこととみなす。ハーバーマスがコソボ紛争における NATO 軍による爆撃を支持した発言そのもの[28] は、非難されてしかるべきである。あたかも、「セルビア内部におけるコソボ自治のためのリベラルなルールづくりを貫徹すること」[29] という目的が暴力的手段を正当化するかのような議論は、とうてい容認できることではないからである[30]。本論の文脈において注目したいのは、

---

27 Apel, a. a. O., S.757.

28 Habermas, Bestialität und Humanität, S.53. なお、以下において内村は、1999 年のペーター・スローターダイクによる講演に端を発するいわゆる「スローターダイク論争」と関係させて、ハーバーマスのコソボ空爆に関する見解を、詳細かつ批判的に論じている。内村博信『討議と人権　ハーバーマスの討議理論における正統性の問題』未來社、2009 年、7-31 頁。

29 Habermas, ebd.

30 朝倉は、『倫理学と対話』（アルブレヒト･ヴェルマー著、加藤泰史監訳、法政大学出版局、2013 年）の書評（『図書新聞』2013 年 10 月 5 日）において､ハーバーマスがこうした発言によって評価をさげたことに「わが国でハーバーマスへの関心が薄れていった経緯」を見出しているが、それには首肯しかねる。こうしたことよりも、ハーバーマスよりも若く、さまざまな意味で力を発揮する人物に多くの研究者がなびいたという、つまらない理由の方がハーバーマスへの関心の変化を説明できるだろう。

その結論が導かれるうえで展開されるいくつかの議論である。

アメリカおよびEU諸国が、ユーゴスラビアに対する軍事制裁の目標と定めていた「セルビア内部におけるコソボ自治のためのリベラルなルールづくりを貫徹すること」について、ハーバーマスは次のように論じている。

> 古典的な国際法の枠で考えられていたら、それは主権国家の内政への干渉であると、すなわち介入の禁止に対する侵害であると、みなされていただろう[31]。ところが人権政治の諸前提の下では、この攻撃は、武力によるものであるとしても、国際社会によって（国連による委託はなくとも）沈黙のうちに権威づけられた平和を創出するミッションとして理解されるべきである。このような西側の解釈によれば、コソボ紛争は、諸国家の古典的な国際法から世界市民社会のコスモポリタン的な法への途上における跳躍を意味しうるだろう[32]。

ハーバーマスがここで人権政治を肯定的に評価し、古典的な国際法から世界市民法へという発展の方向性を積極的に支持することで、主権国家に対する干渉を肯定していることは明らかだろう。ハーバーマスは、国際法によって承認された政治的主体のもつ主権性に一定の意義を認めつつ、しかし「＜世界市民的＞状態は国民国家のこうした独立性に優先される」[33]と考えるのである。また同時に、人権政治が個々の国家の主権性ではなく、世界市民法と結びつけて考えられていることも、注目に値する。というのも、ハーバーマスは、世界市民的状態が確立されることの意味を、「人権侵害が直接道徳的視点の下で判定され、直接道徳的視点の下でこれに立ち向かうのではなく、国家の法秩序内における犯罪行為と同様に、これが追及される」[34]点に見出しているからである。つまりハーバーマスは、ひとつの共通の法が前提されることなく、主権をもった各国家がそれぞれの自己決定に基づいて――したがって認知的に不十分なまま――人権を理解する場合、それを道徳的観点から理解していることになると考えており、そうではなく、重要なことは、人権をひとつの法秩序のうちに位置づけることだと主張していることになる。

それに対して、ハーバーマスによればシュミットは、人権政治が道徳的規範の貫徹に奉仕するものであると考えている。そして道徳的判断は当事者それぞれの＜善／悪＞のコードに従ってなされるため、相手に対して道徳的に否定的な評価が与えられることで、法的な制約を超えた攻撃がなされうることになってしまう[35]。「人類道徳は＜政治的＞関係を＜善＞＜悪＞の概念のもとに包摂するので、対戦国を『……非人間的怪物にしてしまう』」[36]。人権政治を肯定するか否定する

---

31 この箇所は、接続法II式の過去形で書かれている。ということは、過去の事実としてはそうではなかったと、ハーバーマスは考えていることになる。つまり、あの爆撃は古典的な国際法の枠では考えられていなかった、とハーバーマスは考えている。

32 Habermas, ebd.

33 Habermas, a. a. O., S.57.

34 Habermas, a. a. O., S.60.

35 Vgl. Habermas, a. a. O., S.58, Habermas, Kants Idee des ewigen Friedens – aus dem historischen Abstand von 200 Jahren, in: ders., *Einbeziehungen des Anderen*, Suhrkamp, 1996, S.221.

36 Carl Schmitt, *Der Begriff des Politischen*, Berlin, 1963, S.37.

かに関して、もちろんハーバーマスとシュミットは対立する。しかし人権が道徳的規範と結びつけて考えられているかぎり、「法と政治の直接的道徳化が事実上、まさに道徳的に善なる理由から、法人格のために守っておきたいと望む保護地帯を破ってしまう」[37] ため、望ましくない状況を招きうるという点については、両者は一致している。コソボ紛争においては、人権がグローバルなレヴェルで十分に制度化されておらず、法と道徳との境界があいまいになってしまい、「NATO が依拠できるのは国際法の道徳的妥当だけであり、法を適用し貫徹するための国際社会に承認されたいかなる有効な審級ももたない規範だけ」[38] だったのである。つまりアメリカおよび NATO のコソボ空爆における一国主義とは、人権政治の道徳化を意味することになるが、そうであれば、これに対してはシュミットの人権政治に対する批判が妥当性をもつだろう。この批判を免れ、かつ人権政治に反対しないのだとすれば、求められるのは人権の法制化であり、それは各国家に相対的な法制化ではなく――繰り返しになるが、これは人権の道徳化を意味する――それらを超えたレヴェル、すなわち「グローバルなレヴェル」[39] での法制化である。

ハーバーマスはたしかに、人権の妥当性には国民国家の法秩序を超えるものがあり、そのことが「人権に道徳的権利であるかのような外観を与えている」[40] ことを認めている。しかし人権はあくまで、「主体的権利という近代的概念の特別な鋳造物であり」「その本性はもともと法学的」[41] なものであると主張する。それゆえ人権は、すでに言及したように法秩序のうちに位置づけられる必要があるが、この法秩序は「訴訟可能な主体的権力要求の根拠となる」[42] ものとして論じられている。人権侵害があった場合に、そのことを正当に訴えることを可能にするものが法秩序であって、人権はこうした意味での法、すなわち侵害に対する訴えに正当性を与える法と不可分なものであると、ハーバーマスは考えるのである。だからこそ、国家間において人権政治を展開しようとすれば、国家間の自然状態はそのままであってはならず、世界市民的観点から「法治状態へと」[43] 変換される必要があることになる。

４．緊急権

コソボ紛争において、人権は多くの論者によって緊急権として論じられた。もちろんハーバーマスは、いまだ実現されていない世界市民的状態の存在を想定した上での緊急権を容認している[44]。メルケルやゼングハースは、ハーバーマスとは異なり、「既存の国際法」[45] の枠内においても緊急権を認めることができると考えているが、それは緊急権を「法原理」[46] として理解し、それ

---

37 Habermas, a. a. O., S.233.

38 Habermas, Bestialität und Humanität, S.60.

39 Ebd.

40 Habermas, Kants Idee des ewigen Friedens – aus dem historischen Abstand von 200 Jahren, S.222.

41 Ebd.

42 Habermas, a. a. O., S.225.

43 Habermas, a. a. O., S.236.

44 Vgl. Habermas, Bestialität und Humanität, S.63f.

45 Dieter Senghaas, Recht auf Nothilfe, in: Reinhard Merkel (Hg.), *Der Kosovo-Krieg und das Völkerrecht*, Suhrkamp, 2000, S.109.

46 Senghaas, a. a. O., S.107.

を欠いた「法秩序は正当ではない」[47] と考えるからである。ゼングハースは、このことと関連して、武力行使があった際に、安全保障理事会が適切な措置をとるまでは個人的ないしは集団的自衛が「自然に与えられた権利」として是認されているといった具合に、国際連合憲章第 51 条を解釈する可能性に言及している[48]。こうした発想は、一見、ブロックの分類に従えば一国主義的というより多国間主義的であるように見えるかもしれない。緊急権の行使としての個人的ないしは集団的自衛の正当性は、何と言っても数多くの国家によって構成される国際連合の憲章の内に書き込まれているからである。たしかにこの点においては、緊急権は多国間主義的に考えられていると言えるかもしれない。だが問題は、それが緊急権を行使すべき場面であるかどうか、それが緊急権の正当な行使であるかどうかを決定するのが、それぞれの国家、あるいは NATO のような一枚岩の軍事同盟に委ねられている点である。メルケルは、「＜介入に対する安保理による正当化の欠如が、すでにこの介入を違法なものとする＞という異論は誤っており」、「＜そのような安保理の決定だけが、それ自体違法な介入を合法化することができる＞という想定も間違っている」[49] と言う。これは、それ自体違法な介入を合法的なものとすることなどできない、という意味ではない。緊急権の行使は、「安保理委員会の決定のような偶然性」[50] に委ねることはできない、という意味である。ここにおいてまさしく、緊急権は法的な原理であると同時に「道徳的な原理」[51] でもあると言われることの含意を、見出すことができるだろう。

メルケルは、それ自体違法な事柄を安保理だけが合法化できるという考え方を批判するが、批判の眼目は、合法化できるのは安保理ではない、という点にある。すなわち、それ自体違法な事柄を合法化する可能性に対して異議申し立てを行っているわけではない。ところが、そもそも「不法な事柄を合法化するような緊急事態は存在しえない」[52] と言った人が、かつていた。言うまでもなく、カントである。カントは『人倫の形而上学』において、曖昧な法のひとつとして緊急権を取り上げている。具体的には、船が難破したときに、生存の危機に瀕している者が、自分自身を救うために、他人が身を支えている板片からその他人を突き落としても、そのことで罰せられることはない、と言われる[53]。ただしカントは、自己が助かるためのこうした行為は無罪（unsträflich）というわけではなく、たんに「罰することができない（unstrafbar）だけ」[54] だと主張する。この法の曖昧さは、権利行使の「客観的根拠と主観的根拠の混同」に由来し、＜この行為に罪はない＞という主観的な判断を客観的なものとし、＜その行為は合法的である＞と法律学者が「驚くべき混同」を行うのだとカントは論じている[55]。したがって、緊急権に対するカントの

---

47 Reinhard Merkel, Das Elend der Beschützten, in: Reinhard Merkel (Hg.), *Der Kosovo-Krieg und das Völkerrecht*, Suhrkamp, 2000, S.69.

48 Vgl. Senghaas, a. a. O., S.108.

49 Merkel, a. a. O., S.68.

50 Senghaas, a. a. O., S.107.

51 Merkel, ebd.

52 *Kants Werke*, VI, S.236.

53 Kant, a. a. O., S.235.

54 Kant, a. a. O., S.236.

55 Ebd.

評価は明確である。緊急権の行使は、あくまで行使する者が主観的に正当であると考えているだけであり、それはけっして客観的にも正当であって法に適っているというわけではない。むしろ「不法な事柄を合法化するような緊急事態は存在しえない」という言葉から予想されるように、その行使は法に反しており、ただせいぜい罰することができないだけである。この権利は、もともと、権利があるかどうかを決定する裁判官が存在せず[56]、行為主体が法廷において下されると思われる判決を「たんに主観的に」[57]判定するしかないケースとして主題化されたのだが、にもかかわらず、カントは「混同」を批判し、当該行為を不正であるとみなしているのである。緊急権をめぐり、行為主体が正不正に関して下す主観的な判断と混同されてはならない、ひとつの普遍主義的な法が、ここでは想定されていることになるのではないだろうか。さらにこの法は、＜罰すること＞とは次元を異にするものでもある。

5.「任意の、いつでも解散できる」会議

以上、まずは一国主義的パースペクティヴと多国間主義的パースペクティヴとの対比から始めた。一方は、何より自己決定に重きを置くことによって、他方が認めるような自己決定に対する制限を意味するひとつの共通の法に否定的であり、したがっていわゆる人権政治を展開しようとすれば道徳的にふるまわざるを得ない。ハーバーマスは、アーペルとは異なり、道徳的手続きの合理性は不十分であり、道徳に基づく人権政治は、シュミットによる批判を免れることができず、人権の法制化こそが必要であると考える。人権を緊急権として理解するメルケルやゼングハースも、結局のところ人権を道徳的パースペクティヴのもとで捉えていることになるが、カントは緊急権を問題にする際に、正不正に関する主観的な判断と客観的な判断の混同を批判するとともに、ひとつの共通の法を＜罰すること＞とは異なるレヴェルで論じているのだった。では、人権の法制化とつながりうるこうした法が実現される場は、具体的にどのようなところとして描くことができるだろうか。ここでは本格的に論じることはできないが、いくらか素描しておきたい。

カントは、『人倫の形而上学』において「常設の国家間会議」に言及し、これを「平和を維持するためのいくつかの国家の結合」[58]と呼んでいる。これが＜国際連盟＞と同一のものであるかどうかや、おそらくカントが念頭においていたと思われる18世紀前半に実在したハーグの諸国会議が実際にどのようなものであったかということは、ここでは問題としない[59]。注目したいのは、この会議が「いつでも解散できる諸国家の会合だけを指している」[60]と言われている点である。それがもし、国家体制に基づく拘束力をもつような組織であるとすれば、不当な行為には一定の法規に従って罰則が与えられるだろう。こうした「正当な」制裁が背後に控えているとすれば、行為をどのように判定するかには損得勘定が混入せざるをえない。制裁が与えられる側は制裁を

---

56 Vgl. Kant, a. a. O., S.234.

57 Kant, a. a. O., S.235.

58 Kant, a. a. O., S.350.

59 また、この会議が複数の主権国家を前提した国際法の枠内における「国家間会議」として論じられている点についても、もちろん異議がないわけではないが、ここでは主題化しない。

60 Kant, a. a. O., S.351.

免れるように、あるいは何らかの制裁が与えられるとしてもできるだけ軽いものですむように自己の行為について論じるだろうし、他方制裁を望む側は当該の行為をできるだけ否定的に捉えたり、あるいは問題とすべきなのは実は別のもっと悪質な行為であると主張するだろう。しかしこうした制裁が背後になく、行為の判定それ自体もいつでもやめることができる――何と言っても、会合はいつでも解散することができる――とすればどうだろうか。このときは逆に、行為の妥当性をめぐるコミュニケーションは余計な功利計算を伴うことなく、言葉そのもののもつ力だけが、つまり「強制力なき強制」が効果をもたらすと言えないだろうか。ある行為が不当なものであるということに関して合意が達成されたとしても、その結果当該の行為主体に対して罰則が用意されているわけでもないとすれば、そして参加者はいつでも離脱できるにもかかわらず離脱せずに参加しているのだとすれば、会合では、問題とされる行為が正当なものであるかどうかということ、ただそのこと自体をめぐって討論が展開されるに違いないからである。だからこそ、強制的権威をもたず、いつでも解散できるような会議であるにもかかわらず、それはカントの言うとおり、諸国家間の紛争を暴力的な仕方以外の方法で解決する可能性をもちうるのである[61]。こうした特徴をもつ会議こそが、一国主義的パースペクティヴを超え、かつ人権をひとつの普遍主義的な法の観点から理解することを可能にする場所であると考えたい。

（ふなばやすゆき　哲学哲学史・准教授）

[61] ただしハーバーマスは、このような「国家としての性質をもたず、したがって強制的権威を備えた共通の機関をもたない組織」としての連盟によって、どのように永遠平和が保証されることになるのか、カントは説明できていない、と批判的に論じている。Habermas, Kants Idee des ewigen Friedens – aus dem historischen Abstand von 200 Jahren, S.197.

Zum Kongress als einer willkürlichen, zu aller Zeit auflöslichen Zusammentretung

Yasuyuki FUNABA

Im Jahre 2011, genau zehn Jahre nach dem 11. September 2001, wurde am 2. Mai Osama bin Laden von den sogenannten Special Forces der USA in Pakistan getötet. Am selben Tag nahm der Vorsitzende des UN-Sicherheitsrats die Nachricht von Bin Ladens Tod mit Beifall auf. Zudem erklärte angeblich auch UN-Generalsekretär Ban Ki-moon, wir hätten den entscheidenden Punkt im Kampf gegen den Terrorismus erreicht. Im Vergleich zur Ansicht einer hohen Kommissarin der Vereinten Nationen für Menschenrechte (UNHCHR) ist seine Erklärung zu zurückhaltend und neutral. Vielleicht, oder sogar höchstwahrscheinlich, wirken hinter den Erklärungen des Vorsitzenden und des Generalsekretärs pragmatische Überlegungen gegenüber der einzigen Supermacht USA. Auch wenn es für sehr bedeutsam zu halten ist, diese Überlegungen ans Licht zu bringen, so sollen sie hier, zumindest im philosophischen Kontext, nicht thematisiert werden. Es soll der Gedanke untersucht werden, der die Reihe von Verhaltensweisen der USA rechtfertigt. Das Verhalten der USA kann mit einem Wort als „Unilateralimus“ bezeichnet werden, aber was bedeutet der Begriff eigentlich? Zuerst kommt es darauf an, auf der Grundlage der Betrachtungen von Lothar Brock Unilateralismus und Multilateralismus zu charakterisieren (1). Anschließend wird kurz der Gedanke von Jürgen Habermas über die Beziehung zwischen Recht und Moral skizziert (2), und dann soll die Beziehung des Unilateralismus zur Moralisierung der Menschenrechte unter Hinweis auf die anlässlich des Kosovo-Kriegs veröffentlichte Diskussion von Habermas verdeutlicht und der weltbürgerliche Gesichtspunkt als Anhaltspunkt zur Überwindung der Probleme erwähnt werden (3). In den zum Kosovo-Krieg geführten Diskussionen gibt es unter anderem die Auffassung, das Notrecht als Menschenrecht vom moralischen Gesichtspunkt aus zu verstehen. Dieses Notrecht ist nach Kant jedoch nur das vermeinte Recht (4). Zum Schluss soll ein „willkürlicher, zu aller Zeit auflöslicher“ Kongress nur kurz erwähnt werden, in dem das universal gültige Recht verwirklicht werden kann (5).

「キーワード」
一国主義、多国間主義、手続き的合理性、人権政治、緊急権